

(様式第1号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	小林クリエイト株式会社				
所在地	愛知県刈谷市小垣江町北高根115				
入札参加停止の期間	令和4年3月23日から令和4年7月22日まで(4か月)				
事実概要	対象会社は、日本年金機構が発注した特定データプリントサービスの入札等に関し、独占禁止法に違反する行為があったと思料され、令和4年3月3日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。				
理由	入札参加停止措置要領別表第2第5号に該当し、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。				
備考	【入札参加停止措置要領別表別表第2第5号】 <table border="1"><tr><td>独占禁止法違反行為</td><td>5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第9号に掲げる場合を除く。)</td><td>4か月以上 18か月以内</td></tr></table>		独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第9号に掲げる場合を除く。)	4か月以上 18か月以内
独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第9号に掲げる場合を除く。)	4か月以上 18か月以内			